

堺市公報 第114号	令和2年4月3日発行
<h1>堺市公報</h1>	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;規則&gt;</b>	
○堺市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則 【総務局人事部労務課】	2
<b>&lt;告示&gt;</b>	
○地方自治法施行令に基づく手数料の徴収事務の委託について 【市民人権局市民生活部消費生活センター】	3
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請 【環境局環境保全部環境対策課】	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関（精神通院医療）の指定について 【健康福祉局健康部精神保健課】	8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について 【健康福祉局健康部精神保健課】	9
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	10
<b>&lt;公告&gt;</b>	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について 【産業振興局商工労働部商業流通課】	12
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	13
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	13
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	14
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	14

○都市計画法に基づく工事の完了について  
 【建築都市局開発調整部宅地安全課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

○錦浜寺南町線の事業計画認可に伴う図書の写しの縦覧について  
 【建設局道路部道路計画課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

＜上下水道局管理規程＞

○堺市私道排水設備工事補助金交付規程を廃止する規程  
 【上下水道局下水道管路部下水道建設課】・・・・・・・・・・・・ 16

＜上下水道局公告＞

○下水道事業受益者負担金に係る負担区の変更について（中央B負担区）  
 【上下水道局サービス推進部給排水設備課】・・・・・・・・・・・・ 17

＜農業委員会告示＞

○農業委員会総会の招集について  
 【農業委員会事務局】・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

**規 則**

堺市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年4月3日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第47号

堺市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

堺市職員退職手当支給条例施行規則（昭和38年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「起算して1か月以内」を「、条例第9条第1項又は第2項の規定による退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同条第1項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）」に改める。

附 則  
 （施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の第14条第2項の規定は、堺市職員退職手当支給条例（昭和31年条例第18号）第9条に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布日前にある者からの申出については、なお従前の例による。

## 告 示

### 堺市告示第121号

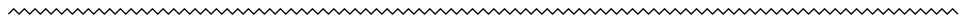
特定計量器定期検査業務及び手数料の徴収事務契約において、商工手数料（計量検査手数料）の徴収事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月3日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 委託する歳入の種類  
堺市手数料条例（平成12年条例第11号）第9条（第1項第2号を除く。）に規定する特定計量器定期検査手数料
- 2 委託する期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 受託者の住所及び氏名  
住所 大阪府大東市新田本町11番37号  
氏名 一般社団法人 大阪府計量協会  
理事長 藤田 眞弘
- 4 受託者の徴収する場所

特定計量器定期検査実施会場



堺市告示第122号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定により、その概要を次の1のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年4月3日

堺市長 永 藤 英 機

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

わらべや日洋株式会社  
代表取締役社長 大友 啓行  
東京都新宿区富久町13-19

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

わらべや日洋株式会社 堺工場  
堺市東区北野田830

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1 66の5 弁当仕出屋  
又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設 1基

イ 能力

別表1のとおり

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

別表1のとおり

エ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間

別表1のとおり

オ 使用時間の季節的変動

別表1のとおり

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の数及び最大の数

別表1のとおり

キ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の数及び最大の数

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 使用開始年月日又は使用開始予定年月日

別表2のとおり

イ 種類、構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表2のとおり

ウ 使用時間の間隔、1日当たりの使用時間及び使用時間の季節的変動

別表2のとおり

エ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の数及び最大の数

別表2のとおり

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の数及び最大の数

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和2年4月3日から令和2年4月24日まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 時間

午前9時から午後5時30分まで

(3) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階

堺市環境局環境保全部環境対策課

別表1

種類	66の5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(A)				66の5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(A)			
変更前後の区分	変更前				変更後			
能力	17万食				18万食			
工事着手予定年月日	-				許可後			
工事完成予定年月日	-				許可後			
使用開始予定年月日	-				許可後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間				連続24時間			
使用時間の季節的変動	なし				なし			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	pH	-	5.0~9.0	5.0~9.0	5.0~9.0	5.0~9.0	5.0~9.0	5.0~9.0
	BOD	mg/l	1300	1300	1300	1300	1300	1300
	COD	mg/l	650	650	650	650	650	650
	SS	mg/l	680	680	680	680	680	680
	油分	mg/l	340	340	340	340	340	340
	T-N	mg/l	35	35	35	35	35	35
	T-P	mg/l	15	15	15	15	15	15
大腸菌	個/ml	-	-	-	-	-	-	-
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常量及び最大の量	m <sup>3</sup> /日		570	600	700	730		

別表2

種類	排水処理設備				排水処理設備					
変更前後の区分	変更前				変更後					
使用開始年月日又は使用開始予定年月日	平成15年5月31日				許可後					
構造	鉄筋コンクリート造り				鉄筋コンクリート造り					
能力	780m <sup>3</sup> /日				780m <sup>3</sup> /日					
汚水等の処理の方法	油水分離法+生物膜処理法+脱窒素活性汚泥法+沈殿処理+凝集沈殿処理+濾過法				油水分離法+生物膜処理法+脱窒素活性汚泥法+沈殿処理+凝集沈殿処理+濾過法					
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間				24時間					
使用時間の季節的変動	なし				なし					
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区分	単位	通常		最大		通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	-	5.0~9.0	6.0~8.0	5.0~9.0	5.8~8.6	5.0~9.0	6.0~8.0	5.0~9.0	5.8~8.6
	BOD	mg/l	1200	15	1200	20	1200	15	1200	20
	COD	mg/l	600	15	600	20	600	15	600	20
	SS	mg/l	630	20	630	30	630	20	630	30
	油分	mg/l	320	10	320	10	320	10	320	10
	T-N	mg/l	35	15	35	20	35	15	35	20
T-P	mg/l	15	1	15	1.5	15	1	15	1.5	
大腸菌	個/ml	-	500	-	3000	-	500	-	3000	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大の量	m <sup>3</sup> /日		620	650	750	780				

別表3

排水口名	No.1					
変更前後の区分			変更前		変更後	
排水水の汚染状態	種類・項目		通常	最大	通常	最大
	pH	-	6.0~8.0	5.8~8.6	6.0~8.0	5.8~8.6
	BOD	mg/l	15	20	15	20
	COD	mg/l	15	20	15	20
	SS	mg/l	20	30	20	30
	油分	mg/l	10	10	10	10
	T-N	mg/l	15	20	15	20
	T-P	mg/l	1	1.5	1	1.5
大腸菌	個/ml	500	3000	500	3000	
排水水の量	m <sup>3</sup> /日		620	650	750	780

堺市告示第123号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和2年4月3日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
薬局マツモトキヨシ 大仙店	堺市堺区大仙西町6-18 4-3 1F	薬局	令和2年3月1日
阪神調剤薬局 堺店	堺市中区東山479-4 牛根ビル101	薬局	令和2年2月1日
阪神調剤薬局 初芝店	堺市中区大野芝町293-1	薬局	令和2年2月1日
どんぐり薬局 高倉台 店	堺市南区高倉台4-21-2	薬局	令和2年2月1日
どんぐり薬局 ながそ ね店	堺市北区長曾根町3084-21-102	薬局	令和2年2月1日
どんぐり薬局 なかも ず店	堺市北区中百舌鳥町2-8	薬局	令和2年2月1日
あおば薬局	堺市東区日置荘西町1-48-16	薬局	令和2年3月1日
あおい薬局	堺市北区百舌鳥赤畑町4-250-1 アーバンス カイハイツ1F	薬局	令和2年2月1日



堺市告示第124号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和2年4月3日

堺市長 永藤英機

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
石津川クリニック	堺市西区浜寺石津町西2-1-9	病院・診療所	令和2年4月1日
志水堺東診療所	堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル8階	病院・診療所	令和2年4月1日
大仙病院	堺市西区北条町1-2-31	病院・診療所	令和2年4月1日
藤田医院	堺市北区南花田町302-14	病院・診療所	令和2年4月1日
あかり薬局	堺市中区東山733-2	薬局	令和2年4月1日
木下薬局	堺市西区浜寺諏訪森町中2-186-2	薬局	令和2年4月1日
サツキ薬局	堺市北区百舌鳥梅町3-47-1	薬局	令和2年4月1日
サツキ薬局	堺市西区浜寺元町1-10-1	薬局	令和2年4月1日
そうごう薬局 初芝店	堺市東区日置荘西町1-20-5	薬局	令和2年4月1日
プラザ薬局 堺駅前店	堺市堺区戎島町2-70-1	薬局	令和2年4月1日
訪問看護ステーションおとのい	堺市西区浜寺船尾町東4-64-102	訪問看護	令和2年4月1日

よろこんぶ訪問看護ステーション	堺市東区日置荘西町2-5-16 Fiore HATSUSHI BA 102	訪問看護	令和2年4月1日
-----------------	---------------------------------------	------	----------

堺市告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和2年4月3日

堺市長 永藤英機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	区間 から まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
晴美台2号線	南区晴美台1丁目1番2地先	旧	11.70	35.65	(ハ0479)
			12.70		
	南区晴美台1丁目1番2地先	新	13.05	35.65	
			14.05		

## 公 告

## 堺市公告第213号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び中区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和2年4月3日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ロイヤルホームセンター堺  
堺市中区深井北町637番地2
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
泉北開発株式会社  
代表取締役 山田 美貴子  
兵庫県芦屋市山手町1番11号
- 3 変更事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 4 変更年月日  
令和元年12月16日 小売業を行う者の所在地の変更  
令和元年6月14日 小売業を行う者の変更

5 届出年月日

令和2年3月23日

~~~~~

堺市公告第214号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年4月3日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市堺区香ヶ丘町一丁14番1及び14番8から14番15まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市北区中長尾町四丁5番18号

株式会社フェニックス

代表取締役 小島 俊雄

~~~~~

堺市公告第215号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年4月3日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区草部387番2から387番6まで及び466番15並びに地先水路

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府高石市西取石六丁目3番9号  
さくらホーム株式会社  
代表取締役 蔵田 博

~~~~~

堺市公告第216号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年4月3日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市西区上野芝向ヶ丘町五丁719番4、724番2の一部、725番1、740番7及び1101番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市西区北条町1丁40番11号  
奥中 一功

~~~~~

堺市公告第217号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年4月3日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域

堺市南区原山台四丁3番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市教育委員会

教育長 中谷 省三

~~~~~

堺市公告第218号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年4月3日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区浜寺石津町西二丁312番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市西区浜寺石津町中3丁6番2号

鱸 利弘

~~~~~

堺市公告第219号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第2項の規定に基づき、大阪府知事から送付を受けた南部大阪都市計画道路事業3・3・201-19号錦浜寺南町線の事業計画の認可に伴う図書の写しを公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年4月3日

堺市長 永 藤 英 機

1 縦覧場所

建設局道路部道路計画課（市役所高層館17階）

所在地 堺市堺区南瓦町3番1号

連絡先 072-228-7423

2 縦覧期間

令和2年4月3日から事業施行期間の終了の日まで

（午前9時から午後5時30分まで）

## 上下水道局管理規程

堺市私道排水設備工事補助金交付規程を廃止する規程を公布する。

令和2年4月3日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第16号

### 堺市私道排水設備工事補助金交付規程を廃止する規程

堺市私道排水設備工事補助金交付規程（平成16年上下水道局管理規程第13号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、現にこの規程による廃止前の堺市私道排水設備工事補助金交付規程第9条の規定による交付決定を受けている者に係る補助金の交付等については、なお従前の例による。



## 上下水道局公告

堺市上下水道局公告第53号

負担区の区域及び地積を次のとおり変更したので、堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例（昭和63年条例第25号）第3条第2項の規定により公告する。

その関係図面は、令和2年4月3日から令和2年4月9日までの間、堺市上下水道局サービス推進部給排水設備課水洗化促進係において一般の縦覧に供する。

令和2年4月3日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

### 1 変更する負担区の区域及び地積

泉田中、草部、小代、逆瀬川、太平寺、高尾1丁、辻之、陶器北、梅、富蔵、豊田、畑、八田北町、八田寺町、東山、檜尾、平井、福田及び和田の各一部（合計12.70ha）を中央B負担区に編入する。

### 2 変更後の負担区の区域及び地積

#### (1) 中央B負担区

石原町、泉田中、稲葉、岩室、上之、大野芝町、大美野、大森、大庭寺、片蔵、金岡町、釜室、上、北野田、草尾、草部、小阪、小代、逆瀬川、丈六、新家町、関茶屋、太平寺、高尾、高蔵寺、高松、田園、辻之、陶器北、梅、土塔町、富蔵、豊田、中茶屋、中村町、檜葉、西野、野遠町、野々井、土師町、畑、鉢ヶ峯寺、原田、八田北町、八田寺町、八田西町、八田南之町、東八田、東山、日置荘田中町、日置荘西町、日置荘原寺町、菱木、檜尾、平井、深井中町、深井畑山町、深井東町、深井水池町、深阪、福田、伏尾、別所、菩提町、堀上町、美木多上、三木閉、南野田、南花田町、見野山、八下町、山田及び和田の各一部並びに八下北の全部

#### (2) 中央B負担区の地積 1997.42ha

## 農業委員会告示

堺市農業委員会告示第4号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年4月3日

堺市農業委員会

会長 田 中 宏

[日時]

令和2年4月9日（木）午後1時30分

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他